細則1-1 風水害被害が想定される施設が講じる風水害対策

定める必要がある施設

地方公共団体等が作成するハザードマップ等において、風水害 による被害が想定される危険物施設

第1 総則

当所の風水害対策は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「風水害対策の実施計画」に基づき行うものとする。

第2 風水害対策の実施計画

- 1 平時からの事前の備え
 - (1) 災害リスクの確認

所長は、地域のハザードマップ等を定期的に確認し、当所で想定される風水害リスクの把握に努めるものとする。

なお、当所で想定される風水害リスクは次のとおりである。

当所で想定される風水害リスク		
浸水リスク		
土砂災害リスク		
強風リスク		
停電リスク		

(2) 実施計画の見直し

所長は、想定される風水害リスクと当所の実態を踏まえ、定期的に実施計画の見直し を検討するものとする。

(3) 風水害対策に必要な資器材等の整備

ア 所長は、風水害対策に必要な資器材の整備等に努めるものとする。

イ その他

- (ア) 所長は、停電に備え、自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な 燃料等を確保するものとする。
- (4) 所長は、浸水に備え、土のう、止水板、水密性のあるシャッター(建具型の浸水 防止用設備)等の必要な資器材を整備し、保管するものとする。
- (ウ) 所長は、浸水に伴う危険物等の流出に備え、オイルフェンス、油吸着材、土のう 等の必要な資器材を整備し、保管するものとする。

(4) 教育、訓練の実施

ア 所長は、勤務員に対して当所の風水害リスクと風水害対策の実施計画等について、 必要な教育、訓練を行うものとする。

イ その他

- (ア) 所長は、教育、訓練を通じて、当所の風水害対策に必要な所要時間の把握に努め るものとする。
- (イ) 所長は、関係行政機関が実施する風水害対策に係る教育、訓練等に積極的に参加 するものとする。
- 2 危険性が高まってきた場合の対応
 - (1) 防災情報に応じた対応

所長は、防災情報 (警戒レベル等) に注視し、次の対応を講じるものとする。ただし、 当所内で火災、危険物の流出等の被害が発生した場合は、これによらず必要な対応を講 じるものとする。

防災情報	当所の対応
レベル1	•
レベル2	
レベル3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
レベル4、5	· .
警戒解除	•

- (2) 所長は、勤務員等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って対応を講じるものとする。
- (3) 危険物が流出するなど施設周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消防機関等の関係機関へ通報するものとする。

(4) その他

ア 浸水・高潮・土砂災害対策

(ア) 土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減するものとする。

- (1) 配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への 水や土砂の混入を防止するものとする。
- (ウ) 施設外に危険物の流出がないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に行うほか、オイルフェンスを適切な場所に設置するものとする。
- (エ) 危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収を行うものとする。
- (オ) 禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所又は水密性のある区画に一時移動させるものとする。
- (t) 金属の溶融高熱物は、浸水による爆発を起こさないように、十分温度が下がるよう早期に加熱停止させるものとする。
- (キ) 水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が浸水 危険箇所に存する場合は、その物質の性状や保管状況等について早期に消防機関 等に情報提供するものとする。

イ 強風対策

- (ア) 強風により塔槽類等が破損・転倒しないよう耐風性能を再確認するものとする。
- (4) 飛来物により建築物等が破損しないよう、シャッター等は閉鎖するものとする。
- (ウ) 飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出に備え、配管の弁等を閉鎖するものとする。

ウ 停電対策

- (7) 停電により火災危険がある危険物等の製造や取扱いをあらかじめ停止するものとする。
- (イ) 停電により火災危険がある危険物等の貯蔵するため、自家発電設備の稼働に備えるものとする。
- 3 天候回復後の点検・復旧
 - (1) 天候回復後、所長は、必要に応じて施設の緊急点検を実施し、当所の被害状況の把握に努めるものとする。
 - (2) 施設再開の可否判断は、緊急点検の結果等から所長が行うものとする。
 - (3) 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、当所内の電気設備や配線の健全性を確認するものとする。

4 その他

風水害対策の実施計画に基づく対応のため、危険物の仮貯蔵等が必要になることが想定される場合は、消防署に事前提出した実施計画書に基づき安全対策を講ずるものとする。